

## 京都市左京区まちづくり活動支援交付金審査会設置要綱

### (設置)

第1条 左京区まちづくり活動支援交付金の申請内容について、調査し、及び審議するため、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）

第26条に規定する審査会として、京都市左京区まちづくり活動支援交付金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### (審査会の組織)

第2条 審査会は、委員10人以内で組織する。

### (委員の任期)

第3条 条例第28条第1項に規定する市長が定める期間は、2年とする。

### (委員長)

第4条 審査会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (招集及び議事)

第5条 審査会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、区長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第6条 審査会の庶務は、左京区役所において行う。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成25年11月15日から施行する。

#### (施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。